

【板柳町】
端末整備・更新計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
①児童生徒数（人）	710	692	689	—	—
②予備機を含む整備上限台数（台）	816	795	512	—	—
③整備台数（台） （予備機除く）	0	244	445	—	—
④③のうち基金事業によるもの（台）	0	244	445	—	—
⑤累積更新率（%）	0	35.3%	100.0%	—	—
⑥予備機整備台数（台）	0	36	67	—	—
⑦⑥のうち基金事業によるもの（台）	0	36	67	—	—
⑧予備機整備率（%）	0	14.8%	14.9%	—	—

（端末の整備・更新計画の考え方）

令和2年度に896台（児童生徒用817台、教員用79台）整備した端末について、整備から5年を超えることから、令和7年度・令和8年度の2ヵ年計画で更新を行います。令和7年度に中学校用端末として244台、令和8年度に小学校用端末として445台を整備します。

（更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について）

○対象台数：896台

○処分方法

- ・小型家電リサイクル法の認定事業者にて再使用・再資源化を委託：746台
- ・その他（各学校及び公共施設等で再利用（リユース））：150台

令和2年度に導入した端末のうち使用可能な端末は、校長等の管理職用の端末、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教員業務支援員等の業務用端末として活用、学校事務職員等の職員用端末等として活用する。

○端末データ（利用履歴・アプリケーション等）の消去方法

処分事業者へ委託する。

○スケジュール（予定）

- 令和7年12月 新規購入端末の使用開始（令和7年度整備分）
- 令和8年7月 処分事業者選定（令和7年度更新対象分）
- 令和8年9月 使用済端末の事業者への引き渡し（令和7年度更新対象分）
- 令和8年12月 新規購入端末の使用開始（令和8年度整備分）
- 令和9年7月 処分事業者選定（令和8年度更新対象分）
- 令和9年9月 使用済端末の事業者への引き渡し（令和8年度更新対象分）